

いじめの定義について

いじめ防止対策推進法

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う 心理的又は物理的影响を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった 児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

ポイント① 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係にあることを指す。

ポイント② 「物理的影响」とは、身体的な影響のほか金品をたかられたり隠されたり嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

ポイント③ いじめの定義に関する4要素については以下のとおりである。

- (1) 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒である。
- (2) AとBの間に一定の人的関係が存在する。
- (3) AがBに対して心理的または物理的影響を与える行為をした。
- (4) 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じている。